

兵庫県立丹波医療センター給食調理業務委託に係るプロポーザルの実施
兵庫県立丹波医療センターにおける給食調理業務委託業者をプロポーザル方式により募集する。

令和4年11月8日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立丹波医療センター院長 西崎 朗

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

兵庫県立丹波医療センター給食調理業務委託に係るプロポーザル

(2) 募集要項

別途配付する「兵庫県立丹波医療センター給食調理業務委託業者募集要項」(以下「募集要項」という。)による。

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

なお、令和6年3月31日までの業務履行状況を確認した上で、適正に業務が履行されている場合においては、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新できるものとし、その後、令和10年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

契約の始期については、予定であり、変更となる場合があります。

(4) 履行場所

兵庫県立丹波医療センター 兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7

2 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、参加することができる。

(1) 事業実績のある者

日本国内の一般病床200床以上の病院において、過去5年以上、給食調理業務の受託実績があること。

(2) 許認可等の取得者

病院の患者給食業務の受託に関し、各種法令に基づく許可、認可、資格免許等を必要とする場合において、これを受けていること。

(3) 兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている事業者であること。

(4) 財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者であること。

(5) 直近の過去3年間に、受託した給食調理業務において、行政処分を受けていない者であること。

(6) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者が次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者

② 本公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

③ 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない(できない)者

⑥ 本公告日から本公告に係る業務の委託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者

⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者。

⑧ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日

から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

- (7) 直近の過去2年間に、受託した給食調理等の業務において、食中毒又はそれに類する感染症の発症が無いこと。

3 参加手続

(1) 事務局

〒669-3395 兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7
兵庫県立丹波医療センター総務部経理課
電話 (0795) 88-5200 内線1323

(2) 募集要項の配付

① 配付期間

令和4年11月8日(火)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 配付場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、原則として次に示す説明会に参加すること。

① 日時

令和4年11月25日(金) 午後2時から

② 場所

兵庫県立丹波医療センター 3階 中会議室

③ 留意事項

出席者数は、1参加者当たり2名以内とする。

(4) 参加申込

① 提出方法

所定の様式(参加申込書)により行うこととし、参加希望者が持参又は郵送とする。

③ 受付期間

持参の場合は、令和4年11月24日(木)から同年12月1日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参することとし、郵送の場合は、同年12月1日(木)必着とする。

③ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

① 質問方法

質問については、所定の様式により行うこととし、参加希望者が持参又は郵送とする。

② 受付期間

持参の場合は、令和4年11月9日(水)から同月28日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参することとし、郵送の場合は、同月28日(月)必着とする。

④ 回答方法

令和4年12月1日(木)から同月5日(月)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行うほか、参加申込書を提出した者全員に対して電子メール又はFAXにより回答する。

④ 質問書提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書等の提出

① 提出方法

持参又は郵送とする。

② 受付期間

持参の場合は、令和4年12月8日(木)から同月15日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参することとし、郵送の場合は、同月15日(木)必着とする。

③ 提出場所
上記(1)に同じ

④ 提出書類
募集要項に定める。

(7) プレゼンテーション

① 企画提案書等を提出した者(以下「参加者」という。)には、提出された企画提案内容等についてのプレゼンテーションの実施を求められることがある。

② プレゼンテーションを実施する場合、実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立丹波医療センター給食調理業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

(3) 選定結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「兵庫県立丹波医療センター給食調理業務委託契約」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取消し、次点者と契約協議を行う。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

① 企画提案書等提出書類(以下「提出書類」という。)の著作権は、応募者に帰属する。

② 提出書類は、非公開とする。

③ 提出書類は、返却しない。

④ 提出書類について、募集要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

⑥ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要項による。